

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜二十四 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二十五 セグメント情報 財務諸表等規則第八条の二十九第一項、連結財務諸表規則第十五条の二第一項、中間財務諸表等規則第五条の二十第一項、中間連結財務諸表規則第十四条第一項、四半期財務諸表等規則第二十二条の三第一項又は四半期連結財務諸表規則第十五条第一項に規定するセグメント情報をいう。</p> <p>二十六〜三十一 (略)</p> <p>(外国会社報告書の提出等)</p> <p>第十七条の三 (略)</p> <p>2 法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第八号様式及び第九号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜二十四 (略)</p> <p>二十四の二 事業の種類別セグメント 連結財務諸表規則第十五の二第一項に規定する区分をいう。</p> <p>二十五 所在地別セグメント 連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。</p> <p>二十六〜三十一 (略)</p> <p>(外国会社報告書の提出等)</p> <p>第十七条の三 (略)</p> <p>2 法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第八号様式及び第九号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。</p>

- 1 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」及び「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」
- 二 (略)
- 3～5 (略)

(外国会社四半期報告書の提出等)

第十七条の十七 (略)

- 2 法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。
  - 一 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」
  - 二 (略)
  - 3～5 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

- 2 法第二十四条の五第四項に規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を

- 1 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」及び「7 財政状態及び経営成績の分析」
- 二 (略)
- 3～5 (略)

(外国会社四半期報告書の提出等)

第十七条の十七 (略)

- 2 法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。
  - 一 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 財政状態及び経営成績の分析」
  - 二 (略)
  - 3～5 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

- 2 法第二十四条の五第四項に規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を

作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一〇十一 (略)

十二 提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ〇ハ (略)

十三〇十八 (略)

十九 当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の二に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ〇ハ (略)

三〇九 (略)

作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一〇十一 (略)

十二 提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ〇ハ (略)

十三〇十八 (略)

十九 当該連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（連結財務諸表規則第十四条の二に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の連結損益に与える影響額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三以上かつ最近五連結会計年度に係る連結財務諸表における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

イ〇ハ (略)

三〇九 (略)

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 【企業情報】 第二部 (略) 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1～6 (略) 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (36) 第3～第7 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(26) (略) (27) 事業の内容</p> <p>a 届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。 なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。</p> <p>b (略) (28) 関係会社の状況</p> <p>a (略) b 住所については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、<u>セグメント情報に記載された名称を記載すること</u>で差し支えない。 c～g (略) h 最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の割合が100分の10を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年度における売上高、経常利益金額（又は経常損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）、純資産額及び総資産額（以下このhにおいて「主要な損益情報等」という。）を記載すること。</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 【企業情報】 第二部 (略) 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1～6 (略) 7 【財政状態及び経営成績の分析】 (36) 第3～第7 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(26) (略) (27) 事業の内容</p> <p>a 届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、事業の種類別セグメント（事業の種類別セグメント情報（連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定する事業の種類別セグメント情報をいう。以下同じ。））を記載していない場合は事業部門等。以下同じ。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。 なお、<u>事業の種類別セグメントの区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。</u> b (略) (28) 関係会社の状況</p> <p>a (略) b 住所については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、<u>事業の種類別セグメントの名称を記載すること</u>で差し支えない。 c～g (略) h 最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の割合が100分の10を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年度における売上高、経常利益金額（又は経常損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）、純資産額及び総資産額（以下このhにおいて「主要な損益情報等」という。）を記載すること。</p>

ただし、当該連結子会社が有価証券届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は最近連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）の割合が100分の90を超える場合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略することができる。

(29) 従業員の状況

a 最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この(29)において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。

また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b・c (略)

(30) 業績等の概要

a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

b 連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前年同四半期累計期間又は前中間会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

(31) 生産、受注及び販売の状況

a 最近連結会計年度等における生産、受注及び販売の実績について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度等における生産、受注及び販売の実績について、前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態により

ただし、当該連結子会社が有価証券届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は最近連結会計年度における事業の種類別セグメント若しくは所在地別セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）の割合が100分の90を超える場合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略することができる。

(29) 従業員の状況

a 最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この(29)において同じ。）を事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載すること。

b・c (略)

(30) 業績等の概要

a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントの区分により記載すること。

b 連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前年同四半期累計期間又は前中間会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

(31) 生産、受注及び販売の状況

a 最近連結会計年度等における生産、受注及び販売の実績について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度等における生産、受注及び販売の実績について、前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、最近2事業年度等における

これによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。

ｃ 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。

ｄ (略)

(32)～(34) (略)

(35) 研究開発活動

最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(36) 財政状態、経営成績及びキヤッシュ・フローの状況の分析

ａ 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキヤッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｂ (略)

(37) 設備投資等の概要

最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）における設備投資の目的、内容及び投資金額をセグメント情報に関連付けて概括的に説明すること。この場合、有形固定資産の他、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額をセグメント情報に関連付けて記載すること。

(38) 主要な設備の状況

ａ 最近連結会計年度末（(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結決算日現在、中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

ｂ・ｃ (略)

輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には記載を省略することができる。

ｃ 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、事業の種類別セグメントに関連付けてその内容について記載すること。

ｄ (略)

(32)～(34) (略)

(35) 研究開発活動

最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

(36) 財政状態及び経営成績の分析

ａ 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｂ (略)

(37) 設備投資等の概要

最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）における設備投資の目的、内容及び投資金額を事業の種類別セグメントに関連付けて概括的に説明すること。この場合、有形固定資産の他、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額を事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

(38) 主要な設備の状況

ａ 最近連結会計年度末（(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結決算日現在、中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

ｂ・ｃ (略)

<p>(39) 設備の新設、除却等の計画</p> <p>最近日現在において連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、<u>セグメント情報</u>に関連付けて記載すること。</p> <p>(40)～(65) (略)</p> <p>(66) その他</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 提出会社が、法第 24 条の 4 の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間（以下この c において「最終四半期連結会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間の順に記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第 77 条第 5 項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額（最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</p> <p>(d) (略)</p> <p>d (略)</p> <p>(67)～(72) (略)</p> <p>(73) 主な資産及び負債の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 流動資産のうち、<u>商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品等</u>棚卸資産に属する科目については、<u>主な内訳</u>を記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(74)～(86) (略)</p> <p>(87) 学校法人等の特例</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目において、当該学校法人等の基本金（学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）第 29 条に規定する基本金をいう。）について同令第 30 条第 1 項各号に掲げる各金額ごとに、前会計年度末残高、会計年度中の変動額（増減）及び当会計年度末残高並びに対象資産及びその組み入れ目的などを具体的に記載すること。当該記載に当たっては投資者に誤解を生じさせることとならないように特に注意しなければならない。</p> <p>c・d (略)</p>
---

<p>(39) 設備の新設、除却等の計画</p> <p>最近日現在において連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、<u>事業の種類別セグメント</u>に関連付けて記載すること。</p> <p>(40)～(65) (略)</p> <p>(66) その他</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 提出会社が、法第 24 条の 4 の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間（以下この c において「最終四半期連結会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間の順に記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第 77 条第 3 項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額（最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</p> <p>(d) (略)</p> <p>d (略)</p> <p>(67)～(72) (略)</p> <p>(73) 主な資産及び負債の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 流動資産のうち、<u>製品、半製品、原材料、仕掛品等</u>棚卸資産に属する科目については、<u>主な内訳</u>を記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(74)～(86) (略)</p> <p>(87) 学校法人等の特例</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者が、学校法人等である場合には、「第二部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「7 財政状態及び経営成績の分析」の項目において、当該学校法人等の基本金（学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）第 29 条に規定する基本金をいう。）について同令第 30 条第 1 項各号に掲げる各金額ごとに、前会計年度末残高、会計年度中の変動額（増減）及び当会計年度末残高並びに対象資産及びその組み入れ目的などを具体的に記載すること。当該記載に当たっては投資者に誤解を生じさせることとならないように特に注意しなければならない。</p> <p>c・d (略)</p>
---

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</u>】</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態及び<u>経営成績の分析</u>】</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</u>】 (42)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第四部～第七部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(41) (略)</p> <p>(42) 財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</u> 第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。</p> <p>(43)～(58) (略)</p> <p>(59) 学校法人等の特例</p> <p>提出者が、学校法人等である場合には、「第三部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</u>」並びに「第4 経理の状況」並びに「第六部 特別情報」の「第1 最近の財務諸表」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。</p>	<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態及び<u>経営成績の分析</u>】 (42)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第四部～第七部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(41) (略)</p> <p>(42) 財政状態及び<u>経営成績の分析</u> 第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。</p> <p>(43)～(58) (略)</p> <p>(59) 学校法人等の特例</p> <p>提出者が、学校法人等である場合には、「第三部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態及び<u>経営成績の分析</u>」並びに「第4 経理の状況」並びに「第六部 特別情報」の「第1 最近の財務諸表」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第二号の六様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部 【企業情報】 第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】 1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</u>】 第3～第7 (略)</p> <p>第四部～第六部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>	<p>第二号の六様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部 【企業情報】 第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】 1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態及び<u>経営成績の分析</u>】 第3～第7 (略)</p> <p>第四部～第六部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第二号の七様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部 【企業情報】 第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】 1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</u>】 第3～第7 (略)</p> <p>第四部～第六部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>	<p>第二号の七様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部 【企業情報】 第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】 1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態及び<u>経営成績の分析</u>】 第3～第7 (略)</p> <p>第四部～第六部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (16)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>の分析</p> <p>第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。</p> <p>(17)～(64) (略)</p> <p>(65) 学校法人等の特例</p> <p>提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>の分析」並びに「第5 経理の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態及び<u>経営成績</u>の分析】 (16)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 財政状態及び<u>経営成績</u>の分析</p> <p>第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。</p> <p>(17)～(64) (略)</p> <p>(65) 学校法人等の特例</p> <p>提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態及び<u>経営成績</u>の分析」並びに「第5 経理の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第三号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (22)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。</p> <p>(23)～(45) (略)</p> <p>(46) 学校法人等の特例</p> <p>提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」並びに「第4 経理の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。</p>	<p>第三号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態及び経営成績の分析】 (22)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 財政状態及び経営成績の分析</p> <p>第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。</p> <p>(23)～(45) (略)</p> <p>(46) 学校法人等の特例</p> <p>提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態及び経営成績の分析」並びに「第4 経理の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</u>】</p> <p>第3～第8 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>	<p>第四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態及び<u>経営成績の分析</u>】</p> <p>第3～第8 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (11)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業の内容</p> <p>当四半期連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>なお、セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(7) 関係会社の状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 住所については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、<u>セグメント情報の名称</u>を記載することであり、<u>差し支えない</u>。</p> <p>c～f (略)</p> <p>(8) 従業員の状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当四半期連結会計期間又は当四半期会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減があった場合には、<u>セグメント情報に関連付けて</u>、その事情及び内容を記載すること。</p> <p>(9) 生産、受注及び販売の状況</p> <p>a 当四半期連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同四半期連結会計期間と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。</p> <p>b (略)</p> <p>c 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化が</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【財政状態及び経営成績の分析】 (11)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業の内容</p> <p>当四半期連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>なお、<u>事業の種類別セグメントの区分</u>ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(7) 関係会社の状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 住所については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、<u>事業の種類別セグメントの名称</u>を記載することであり、<u>差し支えない</u>。</p> <p>c～f (略)</p> <p>(8) 従業員の状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当四半期連結会計期間又は当四半期会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減があった場合には、<u>事業の種類別セグメントに関連づけて</u>、その事情及び内容を記載すること。</p> <p>(9) 生産、受注及び販売の状況</p> <p>a 当四半期連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同四半期連結会計期間と比較して<u>事業の種類別セグメント</u>に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「3 財政状態及び経営成績の分析」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。</p> <p>b (略)</p> <p>c 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化が</p>

<p>あつた場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、<u>セグメント情報</u>に関連付けてその内容について記載すること。</p> <p>d (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(a) 当四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下このaにおいて同じ。）における<u>セグメント情報</u>ごとの業績の状況及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー）の状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 当四半期連結会計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があつた場合には、<u>セグメント情報</u>に関連付けた内容。</p> <p>b (略)</p> <p>(12) 設備の状況</p> <p>a 主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）について、当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この(12)において同じ。）において重要な異動があつた場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載し、当四半期連結会計期間において主要な設備のうちに生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があつた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 前四半期連結会計期間末（当該四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合には前連結会計年度末）において計画中であつた重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当四半期連結会計期間に重要な変更があつた場合には、<u>セグメント情報</u>に関連付けて、変更の内容を記載し、当該四半期連結会計期間において完了したものがあつた場合には、その旨及び完了年月を記載すること。</p> <p>c 当四半期連結会計期間において、新たに重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画が確定した場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、事業の内容、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、<u>セグメント情報</u>に関連付けて記載すること。</p> <p>(13)・(14) (略)</p>	<p>あつた場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、<u>事業の種類別セグメント</u>に関連付けてその内容について記載すること。</p> <p>d (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 財政状態及び経営成績の分析</p> <p>a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(a) 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下このaにおいて同じ。）における<u>事業の種類別セグメント</u>及び所在地別セグメントごとの業績の状況及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー）の状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 当四半期連結会計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があつた場合には、<u>事業の種類別セグメント</u>に関連付けた内容。</p> <p>b (略)</p> <p>(12) 設備の状況</p> <p>a 主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）について、当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この(12)において同じ。）において重要な異動があつた場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載し、当四半期連結会計期間において主要な設備のうちに生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があつた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 前四半期連結会計期間末（当該四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合には前連結会計年度末）において計画中であつた重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当四半期連結会計期間に重要な変更があつた場合には、<u>事業の種類別セグメント</u>に関連付けて、変更の内容を記載し、当該四半期連結会計期間において完了したものがあつた場合には、その旨及び完了年月を記載すること。</p> <p>c 当四半期連結会計期間において、新たに重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画が確定した場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、事業の内容、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、<u>事業の種類別セグメント</u>に関連付けて記載すること。</p> <p>(13)・(14) (略)</p>
---	--

<p>(15) ライツプランの内容</p> <p>a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 財政状態、経営成績及びキヤッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株子約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。</p> <p>なお、「(2) 新株子約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。</p> <p>b (略)</p> <p>(16)～(37) (略)</p>	<p>(15) ライツプランの内容</p> <p>a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 財政状態及び経営成績の分析」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株子約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。</p> <p>なお、「(2) 新株子約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。</p> <p>b (略)</p> <p>(16)～(37) (略)</p>
--	---

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

第五号様式 改 正 案	現 行
<p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業の内容 当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(7) 関係会社の状況 a (略) b 住所については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、<u>セグメント情報の名称</u>を記載することで差し支えない。 c～f (略)</p> <p>(8) 従業員の状況 a 当中間連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）を<u>セグメント情報</u>に関連付けて記載すること。また、提出会社の当中間会計期間の末日現在の従業員について、その数を記載すること。 b・c (略)</p> <p>(9) 業績等の概要 a 当中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表規則第2条第10号に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。 なお、業績については、<u>セグメント情報の区分により記載すること。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(10) 生産、受注及び販売の状況 a 当中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期と比較して、<u>セグメント情報</u>に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。</p> <p>b (略)</p> <p>c 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、<u>セグメント情報</u>に関連付けてその内容について記載すること。</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業の内容 当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、<u>事業の種類別セグメントの区分</u>ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(7) 関係会社の状況 a (略) b 住所については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、<u>事業の種類別セグメントの名称</u>を記載することで差し支えない。 c～f (略)</p> <p>(8) 従業員の状況 a 当中間連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）を<u>事業の種類別セグメント</u>に関連付けて記載すること。また、提出会社の当中間会計期間の末日現在の従業員について、その数を記載すること。 b・c (略)</p> <p>(9) 業績等の概要 a 当中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表規則第2条第10号に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。 なお、業績については、<u>事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントの区分により記載すること。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(10) 生産、受注及び販売の状況 a 当中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期と比較して、<u>事業の種類別セグメント</u>に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。</p> <p>b (略)</p> <p>c 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、<u>事業の種類別セグメント</u>に関連付けてその内容について記載すること。</p>

<p>d (略)</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>(13) 研究開発活動</p> <p>当中間連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間)における研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)及び研究開発費の金額を、<u>セグメント情報</u>に<u>関連付けて</u>概括的に記載すること。</p> <p>(14) 主要な設備の状況</p> <p>a 当中間連結会計期間において、主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。)に重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名(提出会社の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、<u>セグメント情報</u>に<u>関連付けて</u>記載すること。</p> <p>中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における主要な設備の異動の状況について、これに準じて記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(15) 設備の新設、除却等の計画</p> <p>a 前連結会計年度末(中間連結財務諸表を作成していない場合には前事業年度末。以下この(15)において同じ。)において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この(15)において同じ。)に重要な変更があった場合には、<u>セグメント情報</u>に<u>関連付けて</u>、<u>変更の内容</u>を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>c 当中間連結会計期間において、新たに重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画が確定した場合には、その内容(例えば、事業所名、所在地、事業の内容、設備の内容、投資予定金額(総額及び既支払額)、資金調達方法(増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。)、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等)を、<u>セグメント情報</u>に<u>関連付けて</u>記載すること。</p> <p>(16)～(45) (略)</p>	<p>こと。</p> <p>d (略)</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>(13) 研究開発活動</p> <p>当中間連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間)における研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)及び研究開発費の金額を、<u>事業の種類別セグメント</u>に<u>関連付けて</u>概括的に記載すること。</p> <p>(14) 主要な設備の状況</p> <p>a 当中間連結会計期間において、主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。)に重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名(提出会社の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、<u>事業の種類別セグメント</u>に<u>関連付けて</u>記載すること。</p> <p>中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における主要な設備の異動の状況について、これに準じて記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(15) 設備の新設、除却等の計画</p> <p>a 前連結会計年度末(中間連結財務諸表を作成していない場合には前事業年度末。以下この(15)において同じ。)において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この(15)において同じ。)に重要な変更があった場合には、<u>事業の種類別セグメント</u>に<u>関連付けて</u>、<u>変更の内容</u>を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>c 当中間連結会計期間において、新たに重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画が確定した場合には、その内容(例えば、事業所名、所在地、事業の内容、設備の内容、投資予定金額(総額及び既支払額)、資金調達方法(増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。)、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等)を、<u>事業の種類別セグメント</u>に<u>関連付けて</u>記載すること。</p> <p>(16)～(45) (略)</p>
---	--

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (41)</p> <p>第4～第9 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(40) (略)</p> <p>(41) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。</p> <p>(42)～(69) (略)</p>	<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態及び経営成績の分析】 (41)</p> <p>第4～第9 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(40) (略)</p> <p>(41) 財政状態及び経営成績の分析 第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。</p> <p>(42)～(69) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第七号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部 【発行者情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</u>】</p> <p>第4～第9 (略)</p> <p>第四部～第六部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>	<p>第七号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部 【発行者情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態及び<u>経営成績の分析</u>】</p> <p>第4～第9 (略)</p> <p>第四部～第六部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第八号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(23)</p> <p>第4～第9 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>の分析 第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。</p> <p>(24)～(48) (略)</p>	<p>第八号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態及び<u>経営成績</u>の分析】(23)</p> <p>第4～第9 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 財政状態及び<u>経営成績</u>の分析 第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。</p> <p>(24)～(48) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第九号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</u>】</p> <p>第4～第9 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>	<p>第九号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【事業の状況】</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 【財政状態及び<u>経営成績の分析</u>】</p> <p>第4～第9 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【事業の状況】</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (14)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 第四号の三様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。</p> <p>(15)～(29) (略)</p>	<p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【事業の状況】</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【財政状態及び経営成績の分析】 (14)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 財政状態及び経営成績の分析 第四号の三様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。</p> <p>(15)～(29) (略)</p>